

京 都 大 学 コ ン プ ラ イ ア ン ス 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学コンプライアンス部規程 (令和8年達示第18号) (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条第2項の規定に基づき、<u>京都大学コンプライアンス部</u>（以下「<u>コンプライアンス部</u>」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務) 第2条 <u>コンプライアンス部</u>は、別表1に掲げる業務を行う。 (組織) 第3条 <u>コンプライアンス部</u>に、<u>部長</u>を置く。 2 <u>部長</u>は、総長及び総長が指名する理事又は副学長の監督の下に<u>コンプライアンス部</u>の業務を掌理する。 第4条 <u>コンプライアンス部</u>に、次長を置くことができる。 2 次長は、<u>部長</u>の職務を助け、<u>コンプライアンス部</u>の業務を整理する。 第5条 <u>コンプライアンス部</u>に業務を分担して実施する組織として、別表2の<u>室</u>を置き、当該組織の長として、<u>室長</u>を置く。 2 前項の<u>室長</u>は、<u>部長</u>の定めるところにより、<u>上司の命を受け、コンプライアンス部の職員を指揮し、室の業務を掌理する。</u> 第6条 前3条に定めるもののほか、<u>コンプライアンス部</u>に別表3第1欄に掲げる職を置き、同表第2欄に掲げる総長が特に命ずる業務その他の特命事項に係る業務を実施させる。	京都大学リスクマネジメント支援オフィス規程 (令和8年達示第18号) (趣旨) 第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第47条第2項の規定に基づき、<u>京都大学リスクマネジメント支援オフィス</u>（以下「<u>オフィス</u>」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務) 第2条 <u>オフィス</u>は、別表1に掲げる業務を行う。 (組織) 第3条 <u>オフィス</u>に、<u>オフィス長</u>を置く。 2 <u>オフィス長</u>は、総長及び総長が指名する理事又は副学長の監督の下に<u>オフィス</u>の業務を掌理する。 第4条 <u>オフィス</u>に、次長を置くことができる。 2 次長は、<u>オフィス長</u>の職務を助け、<u>オフィス</u>の業務を整理する。 第5条 <u>オフィス</u>に<u>副オフィス長</u>を置くことができる。 2 <u>副オフィス長</u>は、<u>オフィス長</u>の定めるところにより、<u>上司の命を受け、次条第1項において定める部門においてオフィス長の職務を助け、部門の職員を指揮し、部門の業務を掌理する。</u> 第6条 <u>オフィス</u>に業務を分担して実施する組織として、別表2の<u>部門</u>を置き、当該組織の長として、<u>部門長</u>を置く。

改 正 前	改 正 後
<u>2 前項に定めるもののほか、当該職に関し必要な事項は、別表 3 第 3 欄に掲げる者が定める。</u> 第 7 条 (略) (内部組織) 第 8 条 この規程に定めるもののほか、<u>コンプライアンス部</u>の内部組織については、<u>部長</u>が定める。 別表 1 (第 2 条関係) <u>競争的研究費等の適正管理に関すること (不正防止実施本部事務室及び総合研究推進本部において処理するものを除く。)</u>。 <u>公正な研究活動の推進に関すること (総合研究推進本部において処理するものを除く。)</u>。 <u>公益通報に関すること。</u> <u>ハラスメントの防止及び啓発、相談 (全学のハラスメント相談窓口に関することをいう。)</u> 及び <u>調査に関すること。</u> 訟務に関すること。 <u>学則その他の規程等の制定及び改廃に関すること。</u> 情報公開に関すること。 個人情報の保護に関すること。 人権に関すること。 リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関すること。 別表 2 (第 5 条関係) <u>調査室</u> <u>法務室</u>	第 7 条 (同 左) (内部組織) 第 8 条 この規程に定めるもののほか、<u>オフィス</u>の内部組織については、<u>オフィス長</u>が定める。 附 則 (令和 8 年達示 9 3 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。 別表 1 (第 2 条関係) 訟務に関すること。 情報公開に関すること。 個人情報の保護に関すること。 人権に関すること。 <u>ハラスメントの防止及び啓発、相談 (全学のハラスメント相談窓口に関することをいう。)</u> 及び <u>調査に関すること。</u> <u>競争的研究費等の適正管理に関すること (不正防止実施本部事務室及び総合研究推進本部において処理するものを除く。)</u>。 <u>公正な研究活動の推進に関すること (総合研究推進本部において処理するものを除く。)</u>。 <u>公益通報に関すること。</u> リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関すること。 別表 2 (第 6 条関係) <u>法務・コンプライアンス推進部門</u> <u>調査通報部門</u>

改 正 前			改 正 後	
<u>人権室</u>			<u>危機管理部門</u>	
<u>別表 3（第 6 条関係）</u>				
<u>1 職</u>	<u>2 特命事項</u>	<u>3 必要事項</u> <u>を定める者</u>		
企画管理主幹	リスクの分析及び管 理並びに危機管理関 係規則、行動計画等 の策定に関し、コン プライアンス部長を 助け、及び管理する こと。	部長		